

フランスの海洋関連法制 — 「海洋における国の活動」と海上警察を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 「海洋における国の活動」の関係機関

- 1 海洋閣僚委員会 (CIMer) 及び海洋事務総局 (SGMer)
- 2 海軍管区長官、海軍及び海上憲兵隊
- 3 その他の機関

II 海上警察

- 1 海上警察に関する一般法
- 2 領海における無害通航権
- 3 公海及びEEZにおける違法行為への対処
- 4 EEZ及び大陸棚における海洋科学調査

おわりに

翻訳：国防法典（抄）（法律の部第5編「海洋における国の活動」）

はじめに

フランスは、太平洋、インド洋及びカリブ海の領土を含めると、排他的経済水域（以下「EEZ」）の面積で世界第2位となる。しかし、近年まで、海洋政策はそれほど重視されてこなかった⁽¹⁾。2009年12月8日に、ニコラ・サル

コジ (Nicolas Sarkozy) 大統領（当時）の主導の下で、政府は、海洋国家戦略青書⁽²⁾（以下「青書」）を発表し、海洋政策の推進に着手した。この中で、沿岸警備体制について、各機関の連携の強化が提案された。本稿では、フランスの沿岸警備体制及び海上警察に関する法制について紹介し、末尾に国防法典の抄訳を付す。

I 「海洋における国の活動」の関係機関

「海洋における国の活動 (action de l'État en mer: AEM)」とは、軍事活動を除き、国が海洋において行う公益に関する任務の総称である。具体的には、海上警察、海難救助、海洋汚濁対策等が含まれる⁽³⁾。

フランスには、沿岸警備隊のような組織は存在しない。そのため、海洋における国の活動は、海軍を中心として、多数の機関が連携する形をとっている（図参照）。青書では、各機関の能力を最大限活用するために、「沿岸警備任務 (fonction garde-côtes: FGC)」の整備に関する構想が提案された⁽⁴⁾。これは、新たな委員会組織の下で、次に紹介する既存の機関の連携を強化することを目的とするものであった。

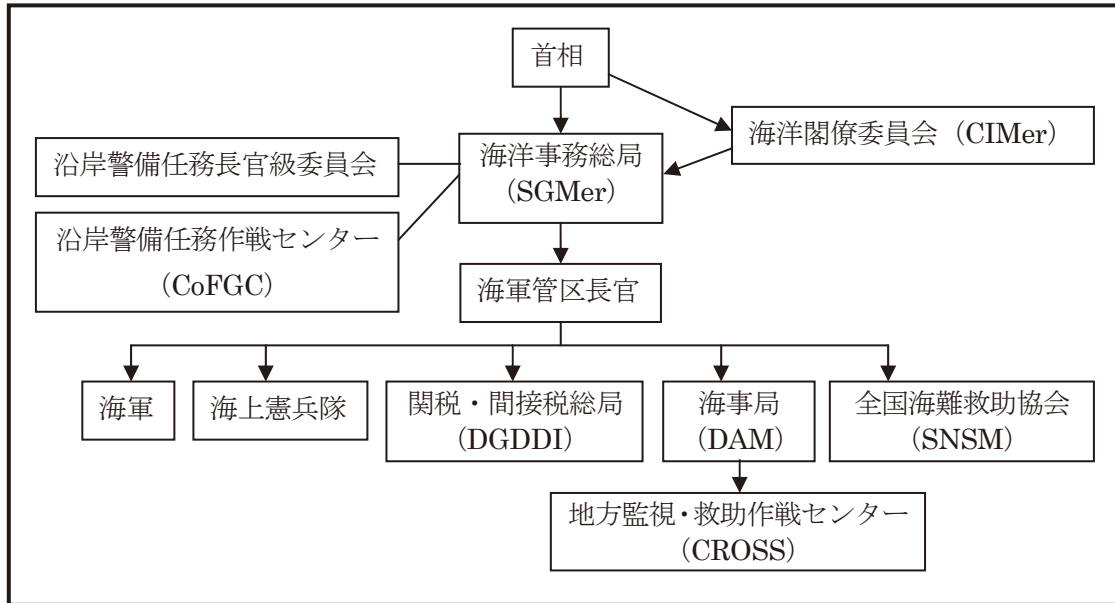
(1) Vie-publique.fr, *Déclaration de M. Nicolas Sarkozy, Président de la République, sur la politique maritime de la France, Le Havre le 16 juillet 2009*. <<http://discours.vie-publique.fr/notices/097002118.html>> 以下、インターネット情報は、2013年11月29日現在のものである。

(2) La Documentation française, *Livre bleu Stratégie nationale pour la mer et les océans*, 2009. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/104000028/0000.pdf>>

(3) Patricia Adam et Philippe Vitel, *Rapport d'information déposé en application de l'article 145 du règlement, par la commission de la défense nationale et des forces armées sur l'action de l'Etat en mer*, n° 4327, 7 février 2012, p.5.

(4) La Documentation française, *op.cit.* (2), pp.35-36.

図 海洋における国の活動の関係機関



(出典) Patricia Adam et Philippe Vitel, *Rapport d'information déposé en application de l'article 145 du règlement, par la commission de la défense nationale et des forces armées sur l'action de l'Etat en mer*, n° 4327, 7 février 2012, p.22 を基に筆者作成

1 海洋閣僚委員会 (CIMer) 及び海洋事務総局 (SGMer)

海洋における国の活動の政策決定や連絡調整等は、次の機関が中心となる。

海洋閣僚委員会 (Comité interministériel de la mer: CIMer) は、1978年に創設された⁽⁵⁾。首相が主宰し、経済大臣、外務大臣、国防大臣をはじめとする関係大臣で構成される。政府の海洋政策について討議し、海洋空間の利用、海洋環境の保護、海洋資源の活用等に関する政府の方針を決定する。

海洋事務総局 (secrétaire général de la mer: SGMer) は、CIMerを補佐する機関であり、首相の所轄の下に設置される⁽⁶⁾。SGMerは、CIMerの討議の準備、CIMerの決定事項の実施状況の監視等を行う。また、海洋政策に関する

監督、評価検討及び将来予測等を行う。さらに、各省庁及び関係機関と連携し、海洋における国の活動の中心的な調整役となる。

SGMerの下には、青書の方針に従い、沿岸警備任務の整備のために、沿岸警備任務長官級委員会 (comité directeur de la fonction garde-côtes) と沿岸警備任務作戦センター (centre opérationnel de la fonction garde-côtes: CoFGC) の2つの機関が設置された。

2010年に設置された沿岸警備任務長官級委員会は、SGMerの事務総局長が主宰し、海洋における国の活動に関係する海軍、関税・間接税総局、国家憲兵隊、海事局 (いずれも後述) 等の長官で構成する⁽⁷⁾。同委員会は、年2回招集され、沿岸警備に関する政策の決定に協力する。

(5) CIMerは、1978年のデクレ第78-815号 (Décret n° 78-815 du 2 août 1978 portant création du comité interministériel de la mer et de la mission interministérielle de la mer) により創設された。現在は、1995年のデクレ第95-1232号 (Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au secrétariat général de la mer) で規定されている。

(6) SGMerは、CIMerと同様に、デクレ第95-1232号により規定されている。

(7) デクレ第2010-834号 (Décret n° 2010-834 du 22 juillet 2010 relatif à la fonction garde-côtes) により創設。

沿岸警備任務作戦センターは、2011年に、SGMerの事務総局長の下に設置された⁽⁸⁾。その任務は、海事について恒常的に監視及び分析を行い、関係政府機関への情報提供、外国の機関及び国際機関との連絡等を担当する。

2 海軍管区長官、海軍及び海上憲兵隊

海洋における国の活動の実行面において中心的な役割を果たすのは、海軍管区長官 (préfet maritime) である。海軍管区長官については、デクレ第 2004-112 号⁽⁹⁾で定められており、海洋に関する国の代表者として、首相及び各大臣を直接に代表する (デクレ第 2004-112 号第 1 条)。フランス本土周辺海域は、3つの海軍管区⁽¹⁰⁾に分割されており、それぞれに1人ずつ海軍管区長官が配置されている (デクレ第 2004-112 号第 6 条)。また、太平洋、インド洋及びカリブ海にある領土⁽¹¹⁾については、海軍管区長官がいないため、各地域の国の出先機関の長 (préfet) 又は政府の高等弁務官 (haut-commissaire) が、「海洋における国の活動に関する政府代表 (délégué du Gouvernement pour l'action de l'Etat en mer)」と称し、海軍管区長官の役割を担う⁽¹²⁾。

海軍管区長官は、海軍将官であるが (デクレ第 2004-112 号第 5 条)、その権限は、軍事面に限られない⁽¹³⁾。海軍管区長官は、海洋における法執行の責任者であり、警察権を有し、海洋における国の活動に関する全ての事項 (主権の保護、国益の保護、治安維持、海難救助、環境保護、不正取締等) について権限を行使する (デクレ第 2004-112 号第 1 条)。海軍管区長官は、海洋における国の活動の実行の際に、関係各機関に指示を与え、その活動を主導する。その際、必要に応じて、SGMer からの指示を受ける。関係各機関は、実行手段及び情報を海軍管区長官に提供しなければならない (デクレ第 2004-112 号第 2 条)。

海軍 (marine nationale) は、海洋における国の活動の大部分を実行している。ただし、専門の部隊が存在するわけではなく、全部隊が状況に応じて任務を遂行する⁽¹⁴⁾。具体的な任務は、領海侵犯の監視、海難救助、海上警察権の行使、水路測量、海洋汚濁対策、海洋保護区域の管理、公共秩序の維持、海洋資源の監視、海洋科学調査の監視、麻薬取締、不法入国の取締、海賊行為の取締等である⁽¹⁵⁾。

海上憲兵隊 (gendarmerie maritime) は、

(8) デクレ第 2011-919 号 (Décret n° 2011-919 du 1er août 2011 relatif au centre opérationnel de la fonction garde-côtes) により創設。

(9) Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.

(10) ブレストに本拠を置く大西洋海軍管区 (zone maritime Atlantique)、シェルブールに本拠を置くイギリス海峡及び北海海軍管区 (zone maritime de la Manche et de la Mer du Nord) 及びトゥーロンに本拠を置く地中海海軍管区 (zone maritime Méditerranée) の3つ。

(11) マルティニック等の海外県及び海外州 (département et région d'outre-mer : DROM)、フランス領ポリネシア等の海外公共団体 (collectivité d'outre-mer : COM) 等がある。これらは、特別な地位を有する地方公共団体である。

(12) 海洋における国の活動に関する政府代表については、デクレ第 2005-1514 号 (Décret n° 2005-1514 du 6 décembre 2005 relatif à l'organisation outre-mer de l'action de l'Etat en mer) で定められている。

(13) Adam et Vitel, *op.cit.* (3), p.16.

(14) Adam et Vitel, *op.cit.* (3), pp.17-18.

(15) Adam et Vitel, *op.cit.* (3), pp.18-20. 海軍をはじめとする関係各機関の役割については、2007年3月22日のアレテ (首相令) (Arrêté du 22 mars 2007 établissant la liste des missions en mer incombant à l'Etat dans les zones maritimes de la Manche-mer du Nord, de l'Atlantique, de la Méditerranée, des Antilles, de Guyane, du sud de l'océan Indien et dans les eaux bordant les Terres australes et antarctiques françaises) の付則に一覧が掲載されている。

国家憲兵隊 (gendarmérie nationale) の一部である (国防法典 R. 第 3225-5 条)。国家憲兵隊は、軍に属するが (国防法典 L. 第 3211-1 条)、主に警察機能を担っており、内務省の所管の下で治安維持等の様々な任務を行っている⁽¹⁶⁾。海上憲兵隊の主な任務は、①海上での警察権の行使、②海軍管区長官の権限の執行、③海上及び港湾の安全確保、④領海の防衛、⑤海軍の船舶、海軍指揮下の場所及び海軍が安全確保を行う場所における行政警察、司法警察及び憲兵としての任務の遂行、⑥海軍の兵、物資、設備等の保護、⑦⑤以外の場所における海軍の任務に関する取締り並びに海軍等の船舶の事故及びその船上での事故に関する捜査、取締り等である⁽¹⁷⁾。

3 その他の機関

上述の機関以外で、特に重要なものは、関税・間接税総局 (direction générale des douanes et droits indirects: DGDDI) と海事局 (direction des affaires maritimes: DAM) である。

関税・間接税総局は、税関に相当し、予算省の下に設置されている (デクレ第 2007-1664 号⁽¹⁸⁾ 第 1 条)。中心業務は、輸入貨物等の検査であり、海上においては船舶の臨検を実施している。また、麻薬取締、海洋汚濁対策等にも関わっている⁽¹⁹⁾。

海事局は、環境・持続可能開発・エネルギー

省の社会基盤・運輸・海洋事務総局 (direction générale des infrastructures, des transports et de la mer) の一部局である (デクレ第 2008-680 号第 5 条)⁽²⁰⁾。海難救助、海洋汚濁対策、海洋保護区域の監視等を行っている。

この海事局の地方支部として、地方監視・救助作戦センター (centre régional opérationnel de surveillance et de sauvetage: CROSS) が国内に 7 か所設置されている。CROSS の指揮は、海事官 (administrateur des affaires maritimes) が行う。海事官は、海軍士官であるが (デクレ第 2012-1546 号⁽²¹⁾ 第 1 条)、海洋を担当する大臣 (2013 年現在は、環境・持続可能開発・エネルギー大臣付きの特別な大臣として設置されている) の指揮下に置かれ、海軍管区長官の代理人として任務にあたる (デクレ第 88-531 号⁽²²⁾ 第 6 条)。

このほかに、非営利団体である全国海難救助協会 (société nationale de sauveteurs en mer: SNSM) が、海難救助において海軍等と連携し、重要な役割を果たしている⁽²³⁾。

II 海上警察

海洋における国の活動の一環として行使される海上警察権については、海洋法に関する国際連合条約 (以下「国連海洋法条約」) 等の国際法、

(16) かつては国防省が国家憲兵隊を所管していたが、2009 年の法律第 2009-971 号 (Loi n° 2009-971 du 3 août 2009 relative à la gendarmerie nationale) により内務省の所管となった。ただし、国家憲兵隊が国外での活動に従事する場合には、国防省の指揮下に置かれる (国防法典 L. 第 3225-1 条)。

(17) Arrêté du 4 mars 2013 relatif à l'organisation et au service de la gendarmerie maritime.

(18) Décret n° 2007-1664 du 26 novembre 2007 relatif à la direction générale des douanes et droits indirects.

(19) Adam et Vitel, *op.cit.* (3), pp.20-21.

(20) Décret n° 2008-680 du 9 juillet 2008 portant organisation de l'administration centrale du ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de l'aménagement du territoire.

(21) Décret n° 2012-1546 du 28 décembre 2012 portant statut particulier du corps des administrateurs des affaires maritimes.

(22) Décret n° 88-531 du 2 mai 1988 portant organisation du secours, de la recherche et du sauvetage des personnes en détresse en mer.

(23) Société Nationale des Sauveteurs en Mer, "Mission, objet social," <<http://www.snsnm.org/page/mission-objet-social>>

国防法典 (Code de la défense) 等の国内法及びその施行令となるデクレ (政令に相当) 等の多数の法令が関係する。しかし、これらの法令は、必ずしも体系化されているわけではない。

ここでは、海上警察に関する一般法を紹介した上で、主要な法令のうち、無害通航権、海賊行為等の違法行為及び海洋科学調査に関する法令について解説する。

1 海上警察に関する一般法

フランス法上、海上警察の明確な定義はない²⁴⁾。海上警察権の一般法は、国防法典法律の部第5編第2章単一節「国の海上警察権の行使²⁵⁾」に規定されている。

国防法典によれば、海洋監視の任務にあたる国の船舶の船長及び国の航空機の機長は、国際法及び国内法令の執行のために、検査措置及び強制措置を実行する権限を有する (国防法典 L. 第 1521-2 条)。ここで船長及び機長とは、海軍、海上憲兵隊、関税・間接税総局及び海事局等の船舶の船長及び航空機の機長をいうとされている²⁶⁾。

海上警察権の行使の対象は、①全ての海域におけるフランスの船舶、②フランスの主権又は管轄権の下にある海域及び公海における外国船舶、③外国との協定がある場合には、当該外国の主権の下にある海域上の船舶、④フランスに介入を要請した国又はフランスの介入の要求を承認した国の国旗を掲げる船舶である。ただし、

③のうち、外国の軍艦及び商用以外の外国政府の船舶は、海上警察権の対象から除外される (国防法典 L. 第 1521-1 条)。

実行できる検査措置及び強制措置は、①船舶の識別 (reconnaissance du navire) (L. 第 1521-3 条)、②臨検 (visite du navire) (L. 第 1521-4 条)、③航路変更 (回航) (déroutement du navire) (L. 第 1521-5 条)、④船舶の追跡権の行使 (L. 第 1521-6 条)、⑤強制措置 (mesures de coercition) (L. 第 1521-7 条) である。

①船舶の識別は、国旗の掲揚や船舶の国籍の尋問等による国籍の確認が中心となる。②臨検は、船舶書類の検査、国旗の審査、捜査員による船内の搜索等である。③航路変更は、船舶への接近が拒否された場合又は海上の状態等により物理的に不可能な場合に実行され、適当な地点又は港へ移動するよう命じるものである²⁷⁾。船舶の識別、臨検及び航路変更を拒否した者には、15万ユーロの罰金が科せられる (国防法典 L. 第 1521-9 条)。

④追跡権の行使は、国際法に基づき実行される。⑤強制措置は、船舶の識別、臨検又は航路変更が拒否された場合に実行される。その細則は、デクレ第 95-411 号²⁸⁾で規定されている。強制措置は、停船又は進路変更の勧告、警告射撃、実力行使 (船長の拘束、船舶の掌握等)、船体射撃という順に段階を踏んで実行される。警告射撃及び実力行使には、海軍管区長官又は海洋における国の活動に関する政府代表の許可を要

24) Marc Joyau, "Police de la mer," *Juris-Classeur. Droit Administratif. Administratif*, fasc.209, 27 février 2009, p.3.

25) 以前は、「警察 (police)」ではなく「検査 (contrôle)」という語が用いられていたが、2005年に、法律第2005-371号 (Loi n° 2005-371 du 22 avril 2005 modifiant certaines dispositions législatives relatives aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de police de mer) 第1条により、現在の標題に変更された。

26) Marguerite Lamour, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1658, 8 juin 2004, pp.33-34. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r1658.pdf>>

27) 古川照美「国家による海上の規制行動と強制措置に関するフランス法の状況」『排他的経済水域における沿岸国の管轄権の限界』日本国際問題研究所, 2003, pp.53-54.

28) Décret n° 95-411 du 19 avril 1995 relatif aux modalités de recours à la coercition et de l'emploi de la force en mer.

する（デクレ第 95-411 号第 2 条及び第 3 条）。警告射撃及び実力行使の効果がない場合には、海軍管区長官又は海洋における国の活動に関する政府代表は、首相に船体射撃の許可を求めることができる。首相は、可能な限り外務大臣の意見を聴いた上で、許可を与える（デクレ第 95-411 号第 4 条）。

海洋における国の活動の一環として、上述の海洋監視の任務にあたる国の船舶の船長及び国の航空機の機長は、臨検の対象となった船舶の乗船者に対して、自由の制限又は剥奪の措置（*mesures de restriction ou de privation de liberté*）を実施することができる（国防法典 L. 第 1521-11 条から L. 第 1521-18 条まで²⁹⁾）。これは、船上における留置（*réention à bord*）と呼ばれ、当該措置の対象者を所轄の当局に引き渡すために、一定期間、自由を拘束する措置である。ただし、当該措置は、犯罪捜査を目的とするものではないため、当該措置において調書の作成を目的とする聴取等が行われることはない³⁰⁾。

2 領海における無害通航権

国連海洋法条約に基づき、通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り無害³¹⁾とされ（国連海洋法条約第 19 条）、全ての国の船舶

は、無害である限り他国の領海を通航する権利を有する（国連海洋法条約第 17 条）。これを、無害通航権という。

フランス法は、領海内の無害通航権について、交通法典（*Code des transports*）法律の部第 5 部第 2 編第 1 章「領海における無害通航権」（L. 第 5211-1 条から L. 第 5211-5 条まで）により規定し、その細則をデクレ第 85-185 号³²⁾で規定している。その内容は、国連海洋法条約の規定とほぼ同様³³⁾であり、外国の船舶は、同章に規定する条件に従い、フランスの領海において無害通航権を有するとしている（交通法典 L. 第 5211-1 条）。

無害でない通航については、フランス当局は、これを防止し、中断するために必要な警察措置を講じることができる（交通法典 L. 第 5211-3 条）。当該規定は、国連海洋法条約第 25 条の規定を基にしたものであるが、いずれも講じることができる措置の具体的な内容については言及していない³⁴⁾。警察措置の実行は、上述の国防法典の規定に基づく。ただし、すでに確認したとおり、国防法典 L. 第 1521-1 条の規定により、外国の軍艦及び商用以外の外国政府の船舶は、警察措置の対象とはならない。

29) 当該規定は、2011 年に、法律第 2011-13 号（*Loi n° 2011-13 du 5 janvier 2011 relative à la lutte contre la piraterie et à l'exercice des pouvoirs de police de l'Etat en mer*）により国防法典に追加されたものである。この改正は、海賊行為、麻薬取引、不法入国等の被疑者の取扱いに関する手続を明確化することを目的とするものであった。

30) André Dulait, *Sénat rapport*, n° 369, 30 mars 2010, p.67. (<http://www.senat.fr/rap/109-369/109-3691.pdf>)

31) 通航が無害でないとみなされる場合については、国連海洋法条約第 19 条に列挙されている。例えば、武力による威嚇、沿岸国の法令に違反する物品・人等の積込み又は積卸し、漁獲行為、調査活動等を行った場合である。このような場合には、沿岸国は無害でない通航を防止するために必要な措置をとることができる（国連海洋法条約第 25 条）。

32) Décret n° 85-185 du 6 février 1985 portant réglementation du passage des navires étrangers dans les eaux territoriales françaises.

33) 無害通航権に関する国連海洋法条約とフランス法との相違については、兼原敦子「海上警察に関する国内法制—最近のフランスを素材として—」海上保安協会編『海上保安国際紛争事例の研究：「周辺諸国との新秩序形成に関する調査研究」事業報告書』(1), 2000, pp.24-37 を参照。

34) なお、国連海洋法条約が、「防止するために必要な措置（*mesures nécessaires pour empêcher*）」としているのに対し、フランス交通法典は、「中断する（*interrompre*）」という文言を追加し、必要な「警察措置（*mesures de police nécessaires*）」としている点で相違がある。

3 公海及び EEZ における違法行為への対処

公海及び EEZ においては、国連海洋法条約第 87 条に規定する航行の自由が認められている。このため、軍艦等が検査措置及び強制措置を実施することができるのは、自国の民間船舶に限られている⁽³⁵⁾。ただし、他国の国旗を掲げる船舶について、次のような違法行為を疑うに足りる十分な根拠がある場合には、旗国の許可を得ずに臨検を実施することができる（国連海洋法条約第 110 条）。すなわち、奴隷の運送（国連海洋法条約第 99 条）、海賊行為（国連海洋法条約第 101 条から第 107 条まで）、公海からの無許可の放送（国連海洋法条約第 109 条）等である。一方、麻薬取引や不法入国に対して適切な措置をとるためには、旗国の許可を得る必要がある（麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第 17 条、国際組織犯罪防止条約密入国議定書第 8 条）。

フランス法では、これらの違法行為のうち、海賊行為、麻薬取引及び不法入国の取締りについて、法律第 94-589 号⁽³⁶⁾に特別な規定を置いている。同法の規定により、これらの違法行為の疑いがある外国の船舶に対して、海洋監視の任務にあたる国の船舶の船長及び国の航空機の機長は、国際法及び国防法典に基づき検査措置及び強制措置を実行することができる（法律第 94-589 号第 2 条、第 13 条及び第 20 条）。

これらの措置は、安全確保、治安維持、衛生管理等を目的とする行政警察に分類されるものであり、犯罪捜査及び刑事訴訟に必要な証拠収集等を目的とする司法警察とは異なる⁽³⁷⁾。海上における海賊行為、麻薬取引及び不法入国に関する司法警察権については、上述の法律第 94-589 号にそれぞれ規定がある⁽³⁸⁾。

海賊行為については、海軍管区長官による個別の授権により、軍艦の艦長及び副艦長等の特定の海軍士官、海事局の特定の職員並びに国の航空機の機長が、犯罪事実の確認、捜査及び逮捕をすることができる（法律第 94-589 号第 4 条並びにデクレ第 2011-1213 号⁽³⁹⁾第 1 条及び第 2 条）。

麻薬取引については、警察の他に、税関職員も司法警察権を行使することができる。また、海軍管区長官による個別の授権により、海賊行為の場合と同様の者が犯罪事実の確認、捜査及び証拠品等の差押えを行うことができる（法律第 94-589 号第 16 条並びにデクレ第 97-545 号⁽⁴⁰⁾第 1 条及び第 2 条）。

不法入国については、麻薬取引の場合と同様である（法律第 94-589 号第 23 条並びにデクレ第 2007-536 号⁽⁴¹⁾第 1 条及び第 2 条）。

4 EEZ 及び大陸棚における海洋科学調査

EEZ 及び大陸棚における海洋科学調査は、

(35) Lamour, *op.cit.* (26), p.9.

(36) Loi n° 94-589 du 15 juillet 1994 relative à la lutte contre la piraterie et aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de police en mer.

(37) フランス法では、行政警察と司法警察が明確に区別されている。Lamour, *op.cit.* (26), p.25.

(38) 一般に、司法警察権は、警察及び国家憲兵隊が行使する（刑事訴訟法典第 12 条から第 29-1 条まで）。ただし、法律により、特定の事項に関する司法警察権を一部の公務員に付与することができる（刑事訴訟法典第 15 条 3°）。

(39) Décret n° 2011-1213 du 29 septembre 2011 pris pour l'application de l'article 4 de la loi n° 94-589 du 15 juillet 1994 relative à la lutte contre la piraterie et aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de police en mer.

(40) Décret n° 97-545 du 28 mai 1997 pris pour l'application de l'article 16 de la loi n° 94-589 du 15 juillet 1994 modifiée relative aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de contrôle en mer.

(41) Décret n° 2007-536 du 10 avril 2007 pris pour l'application de l'article 23 de la loi n° 94-589 du 15 juillet 1994 relative aux modalités de l'exercice par l'Etat de ses pouvoirs de police en mer.

近年、国際法上の重要な論点として注目されている⁽⁴²⁾。国連海洋法条約第246条では、EEZ及び大陸棚における海洋科学調査には、沿岸国の同意を要するとしている。ただし、天然資源⁽⁴³⁾の探査、大陸棚の掘削を伴う調査等（以下「資源探査」）については、沿岸国の裁量により、同意を与えないことができる⁽⁴⁴⁾。このため、海洋科学調査と資源探査との区別が重要な問題となる⁽⁴⁵⁾。

フランス法において、海洋科学調査について具体的に言及する規定は、次の2か条のみである。EEZについて定める法律第76-655号⁽⁴⁶⁾第4条では、フランス当局は、EEZにおいて、国際法で定める海洋科学調査に関する沿岸国の権

限を行使すると規定されている。また、研究法典（code de la recherche）L. 第251-1条⁽⁴⁷⁾において、領海、EEZ、大陸棚及び環境保護水域⁽⁴⁸⁾における全ての海洋科学調査は、フランス当局の許可を得る必要があるとし、その条件はデクレで定めるとしている。しかし、現在に至るまで、このデクレは制定されていない。実際の手続等については、国連海洋法条約に照らして、個別的に判断を行っているようである⁽⁴⁹⁾。

一方、資源探査については、大陸棚の開発に関する法律第68-1181号⁽⁵⁰⁾で定められている。同法の規定は、EEZについても適用される（法律第76-655号第2条）。同法第2条では、公法人又は私人が大陸棚において資源探査を行うに

(42) 海洋科学調査については、榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査—我が国の取組み状況と諸外国の法制度—」『海洋開発をめぐる諸相：科学技術に関する調査プロジェクト「調査報告書」』（調査資料2012-5）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013，pp.123-148. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111674_po_20120508.pdf?contentNo=1〉を参照。

(43) 国連海洋法条約第246条に規定する天然資源には生物資源も含まれるが、フランスは、生物資源については、漁獲可能量の決定等に関する権限を欧州連合に委任しているため、本稿では、非生物資源に関する規定を中心に紹介する。

(44) 国連海洋法条約第246条第3項により、平和的目的で、かつ、全ての人類の利益のために、海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋科学調査について、沿岸国は、通常の場合においては、同意を与えなければならない。ただし、同条第5項では、天然資源の探査、大陸棚の掘削を伴う調査等については、沿岸国の裁量により、同意を与えないことができるとしている。

(45) これと関連し、海洋科学調査と軍事目的の海洋データ収集を含む軍事測量（Military Survey）との相違も問題となるが、この点については、フランス法には、軍事測量を明示的に規制する規定がなく、不明確な点が多い。西村弓「第三章 フランスの国内法制」日本国際問題研究所『排他的経済水域・大陸棚における海洋調査に関する各国国内法制等対応振りに関する調査』（平成10年外務省委託研究報告書）1999.1，p.34. 軍事測量に関する国際法上の問題については、長岡憲二「排他的経済水域における Military Survey に関する一考察—国連海洋法条約第一三部における海洋の科学的調査との相違をめぐって—」『関西大学法学論集』55(3)，2005.9，p.139を参照。

(46) Loi n° 76-655 du 16 juillet 1976 relative à la zone économique et à la zone de protection écologique au large des côtes du territoire de la République.

(47) 同条は、法律第86-826号（Loi n° 86-826 du 11 juillet 1986 relative à la recherche scientifique marine et portant modification de la loi n° 76-655 du 16 juillet 1976 relative à la zone économique et à la zone de protection écologique au large des côtes du territoire de la République）第2条を研究法典に移したものである。

(48) 環境保護水域（zone de protection écologique：ZPE）は、フランスが独自に設定している海域である。その範囲は、領海を越えて200海里までである。ZPEにおいては、EEZに関する沿岸国の権利のうち、①海洋環境の保護及び保全、②海洋科学調査並びに③人口島、施設及び構築物の設置及び利用に関する管轄権を行使できる。2003年に、法律第2003-346号（Loi n° 2003-346 du 15 avril 2003 relative à la création d'une zone de protection écologique au large des côtes du territoire de la République）により、法律第76-655号第4条が改正され、創設された。

(49) 西村 前掲注(45)，p.33.

(50) Loi n° 68-1181 du 30 décembre 1968 relative à l'exploration du plateau continental et à l'exploitation de ses ressources naturelles.

は、鉱業を所管する大臣⁵¹⁾の事前の許可を要するとしている（法律第 68-1181 号第 2 条）。同法の細則は、デクレ第 71-360 号⁵²⁾で定められている。同デクレ第 1 条は、資源探査の許可は、欧州経済領域（EU とスイスを除く欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国で作る地域統合体）内に本拠地を有する者にのみ与えるとしている。ただし、同デクレ第 15 条において、大陸棚の物理的、生物学的特徴に関する純粋に科学的な調査については、同デクレ第 1 条の要件の充足を必要としないとしている。

デクレ第 71-360 号第 15 条の規定は、資源探査への同意の要件を一般的な海洋科学調査の場合と区別するよう意図したものである。しかし、この分類方法は、活動の目的を基準としたものであり、海底との接触がない音波による探査をどう判断するかという点や、資源の物理的な採取の有無をどう判断するかという点など、調査の外形的な特徴に基づく明確な基準は存在しない⁵³⁾。

資源探査については、警察権の行使の態様についても細則が定められている。海軍管区長官は、資源探査に要する設備及び装置の周囲 500 メートルに安全区域を設置し（法律第 68-1181 号第 4 条）、当該区域内において、領海内と同様に警察権を行使することができるものと規定されている（デクレ第 71-360 号第 10 条）。この場合、

資源探査に直接参加する船舶も、同法第 4 条の設備及び装置とみなされる（法律第 68-1181 号第 3 条）。これらの設備及び装置については、探査活動中は、フランス本土にあるものとみなされ、フランスの法令を適用する（法律第 68-1181 号第 5 条）。さらに、無許可で資源探査を行った者及び資源探査の許可の際に課せられた諸条件を遵守しない者に対しては、拘禁刑及び罰金刑が科せられる⁵⁴⁾（法律第 68-1181 号第 24 条）。

このように、資源探査に関する規定に比べ、海洋科学調査に関する規定は不明確な点が多いと言える。

おわりに

以上のように、海洋における国の活動に関する主要な事項について紹介したが、これ以外にも、漁業や環境に関する海上警察権など、その活動の範囲は多岐にわたることに注意が必要である。

これまでのところ、サルコジ前政権下の青書に代わる海洋政策方針は、発表されていない。当面は、海洋事務総局を中心として、各機関の連携を強化する方針が維持されるものと見られている。

（はっとり ゆうき）

51) 許可権者については、デクレ第 71-362 号（Décret n° 71-362 du 6 mai 1971 relatif aux autorisations de prospections préalables de substances minérales ou fossiles dans le sous-sol du plateau continental）で定められている。

52) Décret n° 71-360 du 6 mai 1971 portant application de la loi n° 68-1181 du 30 décembre 1968 relative à l'exploration du plateau continental et à l'exploitation de ses ressources naturelles.

53) 西村 前掲注(45), p.34.

54) 拘禁刑については、EEZ における生物資源の探査に関する法令違反に対する罰に、原則として拘禁刑を含めてはならないとする国連海洋法条約第 73 条第 3 項との関係から、フランス法が定める拘禁刑に関する規定の根拠が問題となる。同上, pp.38-39 を参照。

国防法典（抄）
（法律の部第5編「海洋における国の活動」）

Code de la défense

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希訳
調査及び立法考査局フランス法研究会*訳

【目次】

法律の部

第5編 海洋における国の活動

法律の部

第5編 海洋における国の活動

第1章 組織一般

この章には、法律的性格を持つ規定はない⁽¹⁾。

第2章 海洋における作戦行動

単一節 国の海上警察権⁽²⁾の行使

第1款 海上警察

L. 第1521-1条

この節の規定は、次に掲げるものに適用する。

- 1° 国際法により各国に認められた権限を妨げない範囲において、すべての海域におけるフランス船舶
- 2° フランス共和国の主権又は管轄権の下にある海域及び国際法上の公海における外国船舶及び旗を掲げない船舶又は国籍を有していない船舶⁽³⁾
ただし、外国の軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の外国政府船舶を除く。
- 3° 外国との協定により認められた場合には、当該外国の主権の下にある海域に位置する船舶
- 4° フランスに介入を要請した国又はフランスによる介入の要求を承認した国の国旗を掲げる船舶⁽⁴⁾

L. 第1521-2条

海洋監視の任務にあたる国の船舶の船長及び国の航空機の機長は、国際法及び共和国の

* この翻訳は、国立国会図書館調査及び立法考査局フランス法研究会訳「国防法典（抄）—法律の部 Partie Legislative 全4部のうち第1部及び第2部の一部—」『外国の立法』no.240, 2009.6, pp.180-195. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000079_po_024004.pdf?contentNo=1> から「海洋における国の活動」を抜粋したものである。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当時のフランス法研究会の構成メンバーは、岡村美保子、川西晶大、古賀豪、鈴木尊紘、長谷川総子、平井梨絵、南亮一、矢部明宏である。抜粋に際しては、服部が2011年に法律第2011-13号により追加されたL. 第1521-1条2°の「及び」以降及び4°並びに第3款を加えた。脚注及び訳文中の [] 内の語句は、服部が補ったものである。

(1) 「組織一般」については、国防法典命令の部第5編「海洋における国の活動」（R*. 第1511-1からR. 第1511-2まで）に規定があり、海軍管区長官に関するデクレ第2004-112号及び海洋における国の活動に関する政府代表に関するデクレ第2005-1514号を参照することとしている。

(2) ここで「海上警察」と訳した“police en mer”は、『外国の立法』240号への掲載時には「制海」としていたが、再掲載にあたり、解説との整合性を考慮し「海上警察」に改めた。第1款の標題も同様である。

(3) 「及び」から「船舶」までは、2011年に、法律第2011-13号（Loi n° 2011-13 du 5 janvier 2011 relative à la lutte contre la piraterie et à l'exercice des pouvoirs de police de l'Etat en mer）第6条により追加された。

(4) 4° は、2011年に、法律第2011-13号第6条により追加された。

法令により海洋に適用される諸規定の遵守を確保するために、国際法及びフランスの法令が定める検査措置及び強制措置を執行し及び実行させる権限を付与される。

当該船長又は機長は、特に、旗国又は沿岸国の名において、当該国との協定に基づいて定められた検査措置及び強制措置を実行し及び実行させる権限を付与される。

L. 第 1521-3 条

L. 第 1521-2 条に定める任務の遂行のため、船長又は機長は、船舶の船長に名称等及び国籍を申告させることにより、当該船舶の識別を行うことができる。

L. 第 1521-4 条

船長又は機長は、船舶の臨検を命ずることができる。当該臨検には、船舶書類の検査及び国際法又は共和国の法令に定める検査の実施のために、作業班を乗船させることを含む。

L. 第 1521-5 条

船舶への接近が拒絶されるか又は物理的に不可能であることが判明した場合には、船長又は機長は、当該船舶の適当な位置又は港への航路変更を命ずることができる。

船長又は機長は、また、次に掲げる場合において、当該船舶の適当な位置又は港への航路変更を命ずることができる。

- 1° 国際法の適用による場合
- 2° 個別の法令の規定による場合
- 3° 裁判所の決定の執行のためである場合
- 4° 司法警察分野の権限を有する機関の要求による場合

船長又は機長は、作戦を管理する機関との

協定に基づき、航路変更先の位置又は港を指定する。

航路変更の決定による一時寄港の間、L. 第 1521-2 条に規定する職員は、船舶及びその積荷の保全並びに乗船している者の安全を確保するために必要かつ適切な強制措置をとることができる。

L. 第 1521-6 条

船長又は機長は、国際法が定める要件に従い、外国海洋船舶の追跡権⁽⁵⁾を行使することができる。

L. 第 1521-7 条

船長がその船舶の身元及び国籍を申告すること、臨検を認めること又は航路変更を拒む場合には、船長又は機長は、催告の後、必要な場合には強制力の行使をもって、当該船舶に対し強制措置をとることができる。

海洋における強制手段及び強制力の行使については、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

L. 第 1521-8 条

この節の規定の適用により外国の船舶に対してとられる措置は、外交手段を通じて旗国に通知するものとする。

第 2 款 刑罰

L. 第 1521-9 条

L. 第 1521-3 条、L. 第 1521-4 条及び L. 第 1521-5 条に基づき発せられる命令に従うことを拒んだ場合には、150,000 ユーロの罰金に処する。

(5) 沿岸国の軍艦・公用船・軍用航空機が、外国船舶などを自国法令の違反を理由として、自国の領海や接続水域などを越えて公海上で追跡しうる権利。自国の内水等にある時に開始し、中断されないこと（継続追跡）が必要となる。

刑事訴訟法典に従って活動する司法警察官及び司法警察職員のほか、国の船舶の船長、副船長及び副士官並びに国の航空機の機長は、この条に規定する違反の事実確認を行う権限を付与される。

この犯罪を管轄する裁判機関は、航路変更させられた船舶が所在する港又は位置、これらが無い場合にはこの条に規定する違反の事実確認を行った行政職員の居所におけるものとする。

調書は、15日以内に管轄権を有する共和国検事に送付するものとする。

L. 第 1521-10 条

L. 第 1521-9 条に規定する命令に従うことを拒絶する決定の原因となった船舶の所有者又は事業者は、150,000 ユーロの罰金に処する。

第 3 款⁽⁶⁾ 船舶に乗船している者に対する措置

L. 第 1521-11 条

L. 第 1521-4 条に規定する臨検を行う作業班が検査を受ける船舶に乗船した後で、L. 第 1521-2 条に規定する職員は、当該船舶に乗船している者の拘束、船舶及びその積荷の保護並びに人身の安全確保を実施するために、乗船している者に対し必要かつ適切な強制措置をとることができる。

L. 第 1521-12 条

自由の制限又は剥奪の措置を実施する必要がある場合には、L. 第 1521-2 条に規定する職員は、海軍管区長官に、海外にあっては海洋における国の活動に関する政府代表に当該措置について通報し、当該海軍管区長官又は海洋における国の活動に関する政府代表は、当該区域の管轄権を有する大審裁判所検事正⁽⁷⁾に当該措置について遅滞なく通知するものとする。

L. 第 1521-13 条

乗船している者のうち自由の制限又は剥奪の措置を受ける者は全て、当該措置の実施から 24 時間以内に資格を有する者による健康診断を受ける。最初に実施された健康診断から 10 日以内に、医療診断⁽⁸⁾を実施する。

両検査の実施記録には、自由の制限又は剥奪の措置の継続の妥当性等について記載し、遅滞なく大審裁判所検事正に送付する。

L. 第 1521-14 条

L. 第 1521-12 条に規定する自由の制限又は剥奪の措置の実施から 48 時間以内に、L. 第 1521-2 条に規定する職員の請求がある場合には、大審裁判所検事正の申立てにより、自由及び勾留判事⁽⁹⁾は、当該期限から 120 時間を上限として、必要に応じて当該措置の延長

(6) 第 3 款 (L. 第 1521-11 条から L. 第 1521-18 条まで) は、2011 年に、法律第 2011-13 号第 6 条により追加された。

(7) 大審裁判所検事正 (procureur de la République) は、各大審裁判所 (各県に 1 か所以上設置される第 1 審の普通裁判所) に 1 人配置される検事局の代表者である。

(8) 健康診断 (examen de santé) は、必ずしも医師が行う必要はなく、看護師等の資格を有する者が行う。一方、医療診断 (examen médical) は、医師が行う。Jean-Claude Peyronnet et François Trucy, *Sénat rapport fait au nom de la commission sénatoriale pour le contrôle de l'application des lois sur l'application de la loi n° 2011-13 du 5 janvier 2011 relative à la lutte contre la piraterie et à l'exercice des pouvoirs de police de l'État en mer*, Rapport d'information n° 499 (2011-2012), 11 avril 2012, p.19. <<http://www.senat.fr/rap/r11-499/r11-4991.pdf>> インターネット情報は、2013 年 11 月 29 日現在のものである。

(9) 自由及び勾留判事 (juge des libertés et de la détention) は、2000 年 6 月 15 日の法律第 2000-516 号により創設された裁判官であり、被疑者の未決勾留及びその更新を決定する権限を有する。また、未決勾留までは必要ない場合に、司法統制処分⁽⁹⁾に付すべきだと判断すれば、これを言い渡すことができる。白取祐司『フランスの刑事司法』日本評論社、2011、pp.75-76。

を決定する。

当該措置は、前項と同様の実質的要件及び形式的要件に従って、管轄権を有する当局に当該措置の対象者を引き渡すために必要な期間、再び延長することができる。

L. 第 1521-15 条

L. 第 1521-14 条の規定の適用について、自由及び勾留判事は、自由の制限又は剥奪の措置の対象者の具体的な状況及び健康状態の評価に必要な一切の情報を大審裁判所検事正に要求することができる。

当該判事は、新たに健康診断を命じることができる。

自由及び勾留判事は、技術的に不可能である場合を除き、有益と認められた場合には、自由の制限又は剥奪の措置の対象者と通信を行うことができる。

L. 第 1521-16 条

自由及び勾留判事は、理由を付した命令で

あつて異議申立てをすることができないものにより、[当該措置の延長を] 決定する。大審裁判所検事正は、当該命令の写しを遅滞なく海軍管区長官に、海外にあつては海洋における国の活動に関する政府代表に送付し、当該海軍管区長官又は海洋における国の活動に関する政府代表は、当該写しをその当事者に理解できる言語に翻訳して、確認させる。

L. 第 1521-17 条

当該船舶に乗船している者に対する当該措置は、地上又は航空機内においては、この款に規定する司法機関の監督の下で、移送を担当する国家公務員の権限により、必要な時間に限り継続することができる。

L. 第 1521-18 条

当該強制措置の対象者は、フランスの領土への到着後直ちに、司法機関に引き渡す。

（はっとり ゆうき）